

# 「インターKX顧問先情報」法改正対応版 概要(Ver.2.40)

「インターKX顧問先情報 Ver.2.40」での対応内容についてご案内します。

## 1. データの利用について

データ移行対象バージョン・・・Ver.2.10以降

上記のバージョンからデータ移行が可能です。

## 2. 消費税法改正内容

消費税法の改正が成立し、平成16年4月より施行されました。

システムに係る改正内容の概要につきましては、以下のとおりです。

### 事業者免税点の引き下げ

事業者免税点制度の適用上限が1,000万円まで引き下げられました。

上記改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間(個人事業者の場合は平成17年度申告分)から適用されます。

### 簡易課税制度の改正

簡易課税選択適用上限が2億円から5,000万円に引き下げられました。

上記改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間(個人の場合は平成17年度申告分)から適用されます。

平成16年4月1日より前に開始した課税期間については、従来どおり適用上限が2億円とされています。

### 中間申告納付制度の改正

直前の課税期間の確定消費税額が4,800万円(地方消費税込6,000万円)を超える事業者は、中間申告を毎月行い、直前の課税期間の確定消費税額の12分の1ずつを申告納付することとなりました。

直前の課税期間の確定消費税額	48万円以下	48万円超	400万円超	4,800万円超
中間申告の回数	中間申告不要	年1回	年3回	年11回

なお、中間申告1期目(1月目)は前年税額を基礎に中間申告税額を算出することとなり、税額が確定していないため、1期目の提出期限については2月以内(2回目の中間申告期限と同じ日)となります。

上記改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間(個人事業者の場合は平成17年度申告分)から適用されます。

### 課税期間の特例の改正

あらたに1ヶ月を課税期間とする特例が追加され、1ヶ月か3ヶ月の課税期間の特例の適用を選択することができます。この改正は、平成16年4月1日以後開始する年または事業年度から適用されます。

ただし、改正後の特例制度の適用を受けた場合は、事業を廃止した場合を除き、2年間は特例制度の適用をやめる、又は、3ヶ月ごとから1ヶ月ごと、1ヶ月ごとから3ヶ月ごとへの特例制度の適用の変更はできません。なお、経過措置により、平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間の前日までに、3ヶ月ごとの課税期間の特例の届出をしている事業者で、初めて1ヶ月ごとの特例を受けようとする場合は、3ヶ月ごとの特例の適用開始から2年以内であっても、1ヶ月ごとの特例に変更することができます。

## 3. システムの変更内容

システムの変更内容は次のとおりです。

### 提出アラーム：アラーム条件の変更等

#### (1)消費税申告アラーム

- ・平成16年4月1日以後開始する課税期間(個人の場合は17年度)で、「直前の確定税額」が4,800万円を超える場合、期首日付の2ヶ月後から期末日付の1ヶ月後まで中間申告のアラームを出力する条件を追加しました。
- ・「中間申告の判定額」項目名称を「中間申告額」に名称変更しました。

#### (2)消費税届出アラーム

- ・「課税売上高」が1,000万円以下の顧問先の場合に、「基準期間の課税売上高が免税基準額以下になる課税業者」に出力するよう変更しました。
- ・「課税売上高」が5,000万円以下の場合に、「基準期間の課税売上高が簡易課税制度の適用基準額以下となる事業者」に出力するよう変更しました。

### 関与先名簿・職員名簿の様式変更

東京国税局/関東信越国税局/大阪国税局/仙台国税局/名古屋国税局管内の関与先名簿・職員名簿の様式変更に対応しました。転記用の様式変更はありません。

**「税理士法人設定」機能の追加**

税理士法人に関する情報の設定を行う、「税理士法人設定」メニューを追加しました。

「税理士法人番号／税理士法人名／代表者氏名／住所／電話番号／FAX 番号／主たる事務所\*」の設定を行い、関与先名簿の出力項目に反映します。

\*「主たる事務所」は「動作環境設定」の「関与先名簿／職員名簿」で「名古屋国税局管内」を設定している場合のみ入力が可能となります。

**職員プロフィール入力**

(1)「職員名簿記載事項」欄の項目追加・削除（転記用の変更はありません。）

職員名簿への出力形式変更に伴い、入力項目の追加および削除をしました。

(2)「税理士登録番号」入力項目位置の変更

「税理士登録番号」入力項目を「税理士」チェック項目の右側に位置を変更しました。

**顧問先プロフィール入力：「課税期間の特例」の期間選択項目の追加**

「消費税処理」画面の届出の「課税期間の短縮」欄に、あらたに「3ヶ月」および「1ヶ月」の選択項目を追加し、課税期間の特例の課税期間の選択を可能にしました。

**顧問先カルテ**

上記、「顧問先プロフィール入力：「課税期間の特例」の期間選択項目の追加」に伴い、顧問先カルテの「税務処理」欄の「課税期間の短縮」項目に、顧問先プロフィールで設定した課税期間の選択内容を出力するよう変更しました。